

Tomas Happy Football Club 規約

第1条【名称及び所在地】

本クラスは、Tomas Happy Football Club（以下当クラブ）と称し、当事務所を東京都練馬区練馬 1-20-8 日建練馬ビル 2 階に置く。運営は一般社団法人 FUTIRIS が行う。

第2条【目的】

当クラスはサッカーを通じて、スポーツの正しい理解を深め、闘争心、マナー、協調性（チームワーク）、集中力を養うと共に、健康な身体を育てる事を目的とする。

第3条【指導方針】

- 1、サッカーを楽しむ心を育み、身体的、精神的にも成長できるような指導。
- 2、技術・戦術を各学年に応じて順次理解習得する。
- 3、集団活動の中での決まりを守り、協調性や忍耐力を養う。
- 4、外国文化や、他者へのリスペクト精神、思いやりの気持ちを学ぶ。
- 5、結果より成長にこだわり、会員の全員に経験を与える。

第4条【遵守事項】

- 1、グラウンド内では指導者の指示に従い、フェアプレーの精神を持ってルールを守ること。
- 2、秩序を守り、当クラスの目的に沿うよう努力すること。
- 3、会員がサッカーに親しみ楽しめるように、真面目なスポーツマンらしい行動を取ること。
- 4、保護者の負担はありません。
- 5、活動中に保護者は選手と関わりません。

第5条【入会資格及び手続き】

- 1、当クラスに入会できる者は、本規約に賛同した者とする。
- 2、スポーツを行うに適した健康状態であること。
- 3、セレクション形式にて体験参加の後、承認を得た者とする。
- 4、親権者の許可を得た者であること。
- 5、入会希望者は別に定める入会申込書に必要事項を記入し、入会金及び月謝等を添えて提出する。

第6条【入会金、月謝等】

- 1、会員は別に定める入会金、月謝を所定の期日迄に納入しなければならない。一旦納入した入会金及び月謝等は、原則として返還しない。
- 2、入会金は 6000 円とする。必要備品については、当クラスで負担する。
- 3、月謝はプランによる異なります。ひと月の活動回数が異なるでも金額の変更はない。

- 4、悪天候、またはそれに付随するグラウンドコンディション使用不可能、その他やむを得ない事情により活動が行えない等の場合、当クラブは中止とする。
- 5、提携スクール（THFC, Alpha FA）を途中で入会する場合、月謝が変更となります。
- 6、提携スクール（THFC, Alpha FA）を途中で退会する場合、月謝が変更となります。
- 7、提携スクール（THFC, Alpha FA）を途中で退会する場合、当クラブに継続することが可能です。

第7条【費用の支払い方法】

月謝は前月 15 日に「GMO レンシュ」システムにて支払う。尚、振込手数料は会員の負担とする。

第8条【活動期間】

- 1、当クラスの活動日は毎週の土曜日、日曜日、休日、祝日とする。
- 2、各カテゴリは土曜日、日曜日の両方に活動を予定入れます。
- 3、事情による入れない日付もあります。
- 4、ベースとして、毎月 6-8 回活動行います。

第9条【退会】

- 1、会員が会員都合により退会を希望する場合は、所定の届出用紙により、退会を希望する月の 10 日までに府フォームより退会届を提出し、当クラブの承認を得るものとする。
(例) 9 / 1 から退会希望 ⇒ 8 月 10 日までに届け出
- 2、退会を希望する月の前月 10 日までに退会届を提出していない退会希望者は、退会希望月の月謝を支払うものとする。
- 3、一旦退会した会員が再入会する場合、退会から 3 か月未満の場合は、入会金 3000 円を支払うものとする。3 か月以上経過した場合は入会金 6000 円とする。
(例) 8 / 3 1 付にて退会 ⇒ 1 1 / 3 0 までに再入会の場合 3000 円

第10条【休会】

- 1、会員が会員都合により休会を希望する場合は、所定の届出用紙により、休会を希望する月の前月 1 5 日までにフォームより休会届を提出し、当クラブの承認を得るものとする。ただし、当クラブ活動中に負傷し、1 か月以上休む場合はこの限りではなく、所定の届出用紙により速やかに当クラブに休会届を提出し、当クラブの承認を得るものとする。
(例) 9 / 1 から休会希望 ⇒ 8 / 1 5 までに届け出
- 2、休会を希望する月の前月 1 5 日までに休会届を提出していない休会希望者は、休会希望月の月謝を支払うものとする。ただし、前月 1 6 日から前月末日までに当クラブの活動中の負傷により休会をする場合はこの限りではない。
- 3、会員が会員都合により一か月以上休会を希望する場合は、休会希望月の月謝は免除とする。
ただし、休会を続けたあとに退会する場合は、休会月の月謝を支払うものとする。

第 11 条【除名】

当クラブは、本規約に違反したり、当クラブの名誉を損なう等、会員として相応しくないと判断された者を除名することができる。また、月謝を 3 か月以上滞納した場合は退会させることができる。

第 12 条【事故の責任】

- 1、 会員が活動中に負傷した場合には、当クラブが応急処置をとる。ただし、その後の治療、入院及び通院費等については会員の負担とする。
- 2、 会員は、施設管理者及び指導者の指示に従って行動するものとし、これに違反して、盗難、傷害等の事故が起ころても、当クラブ、指導者に一切の損害賠償を請求しないものとする。
- 3、 当クラブの行き帰りについては、個々においての責任を持って行動すること。

第 13 条【改定について】

本規約は、当クラブの定めるところにより、改定できるものとする。

第 14 条【施行】

本規約は、2023年3月1日より施行するものとする。

第 15 条（改正）

本規約の改正・変更は、本クラブの定めるところによるものとし、本クラブに関するその他の諸規則についても同様とし、それらの効力は全ての会員におよぶものとします。

令和 6 年 4 月 1 日改定